

# ATM 専用 定期預金

令和3年2月1日現在

商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金(M型)[複利型] (スーパー定期[複利型])
販売対象	・個人の方(個人事業主の方を含む)
期間	・1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、3年、4年、5年 ・自動継続(元金継続、元利金継続)での取扱いとなります。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・現金またはカード(口座)からの振替による総合口座担保定期の新約または通帳式定期預金への入金となります。 ・1,000円以上、200万円未満 ・1円単位 現金扱いの場合は、紙幣枚数200枚までのお預け入れとなります。
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・預入金額50千円以上かつ預入期間1年以上の場合は、預入時の店頭表示の利率に0.05%上乗せをした金利を約定利率として、それ以外は店頭金利を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算とします。
税金	利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税されます。ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手数料	—
付加できる 特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・通帳式定期預金の場合は、マル優の取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の 入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部(9時~17時、電話:0749-35-1000)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会(電話:077-522-2013)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考と なる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 ・預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に決済性預金以外の複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)